

## 総務人事分野における 3～4 月の変更事項と料率変更

令和 3 年 3 月～4 月に変更となる内容をまとめます。事業所の適用となる改正内容をご確認ください。

### 1. 障害者雇用率の変更

現在の民間企業における法定雇用率は 2.2%ですが、令和 3 年 3 月 1 日より 2.3%となります。常用労働者数 43.5 人以上の企業に障害者の雇用義務と毎年 6 月 1 日時点の状況を反映する障害者雇用状況報告の義務が課されます。なお、障害者雇用納付金と障害者雇用調整金の対象となる規模(常用労働者数 100 人超)には変更ありません。

### 2. 中小企業：短時間有期雇用労働者法の施行

大企業は既に施行されていますが、中小企業にも令和 3 年 4 月から短時間有期雇用労働者法が施行されます。パートタイマー・有期雇用労働者の通常の労働者との均等均衡待遇や、通常の労働者との待遇差の内容や理由などについての説明義務が課されます。また、通常の労働者への転換措置の義務の対象に有期雇用労働者も含まれます。

### 3. 大企業：中途採用比率の公表

労働施策総合推進法により、令和 3 年 4 月から大企業(労働者数 301 人以上)に、正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表が義務付けられます。企業のホームページなど求職者が容易に閲覧できる方法により、直近 3 事業年度の割合を公表することになります。

### 4. 36協定の本社一括申請

労働者代表が異なる 36 協定の本社一括届出は現在できませんが、令和 3 年 3 月末から電子申請に限り申請可能となる予定です。

### 5. 社会保険の手続変更

令和 3 年 4 月から、被保険者月額算定基礎届、被保険者賞与支払届の総括表が廃止されるとともに、日本年金機構に登録された賞与支払予定月に、いずれの被保険者・70 歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合に提出する「賞与不支給報告書」が新設されます。

### 6. 労働者派遣法施行規則の改正

令和 3 年 4 月から、派遣元事業主に以下の内容が義務付けられます。

- 雇用安定措置において、派遣労働者の希望する内容を聴取し、その聴取結果を派遣元管理台帳に記載しなければならない
- 派遣元の情報提供の義務がある全ての情報について、常時インターネットの利用その他の適切な方法により情報提供しなければならない

※なお、以下は令和 3 年 1 月から施行されています。

#### 【派遣元】

- 雇入れ時の説明義務の内容に教育訓練と希望者へのキャリアコンサルティングを追加(周知義務から説明義務へ)
- 日雇派遣契約の中途解除がなされた場合、新たな就業先の確保ができない場合には、休業等を行い、日雇派遣労働者の雇用の維持、休業手当の支払い等の労働基準法等に基づく責務を果たすべきことを指針で明確化

#### 【派遣先】

- 派遣先に課されている労働関係法令上の義務に関する苦情については誠実かつ主体的に対応すべきことを指針で明確化

#### 【派遣先・派遣元ともに】

- 労働者派遣契約に係る事項の電磁的記録による作成も認められた(e-文書法)

### 7. 3～4 月の料率変更(一部予定)

労災保険	料率の変更はありません。
雇用保険	料率の変更はありません。一般の事業 9/1000 (被保険者 3/1000)
健康保険	2021 年 3 月分(4 月納付分)から変更。協会けんぽ東京支部 98.4/1000 ※その他は別途確認
介護保険	協会けんぽは 2021 年 3 月分(4 月納付分)から 18/1000 に変更となります。※健康保険組合は別途確認してください。
子ども・子育て拠出金	現時点では 3.6/1000 ただし法律の上限 4.5/1000 まで段階的に引き上げられる予定のため、今後、変更される可能性あり。

※給与計算で使う料率を当事務所 web ページに記載しています。ページ右側の水色ボタンをクリック。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止  
しています。

**社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711